

保護者各位

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所 からの証明書等を求めないことについて

平素より新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今後、冬に向けて、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも同時流行する可能性があることから、厚生労働省は、新型コロナ・インフル同時流行に備えた対応として、「発熱外来のひっ迫等を回避するため、従業員又は生徒に医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないことについて、周知を行う。」との通知を出しました。通知を受けて、羽曳野市もこれに従うとの連絡をいただきました。誉田保育園におきましても、インフルエンザについては、コロナウイルス同様、医療機関等が発行する「感染症等に係る登園に関する意見書」を求めないこととし、下記の対応を取ることにさせていただきます。

記

1. 新型コロナウイルスについて

児童等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際や療養期間が経過した後に児童等が保育園に復帰する場合には、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めません。(児童等が濃厚接触者となった場合も同様に、陰性証明書等の提出は求めません)

2. 季節性インフルエンザについて

児童等が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際や療養後に保育園に復帰する際、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書 (「感染症等に係る登園に関する意見書」) を求めません。その代わりに園としましては、インフルエンザの自宅療養期間(登園をお控えいただく期間)についての把握及び確認が必要となります。確認の際に使用するインフルエンザの治癒報告書(羽曳野市と共通の様式)を各家庭に子ども1人につき1枚配布いたします。自宅療養期間が終了し、登園の際には必ずインフルエンザの治癒報告書を保護者が記載し、受け入れの職員にご提出ください。提出いただけない場合には、お子様を受け入れることが出来ませんのでよろしくお願いいたします。用紙の予備は、園の事務所に用意しております。園ホームページからもダウンロードできるようにいたしますのでご利用ください。

※現在使用されている「感染症等に係る登園に関する意見書」は、このたびインフルエンザについては不要ですが、他の感染症につきましては従来通りご提出をお願いいたします。

以上